

令和7年度第2回福島県国民健康保険運営協議会 議事録

- 1 日 時：令和7年12月25日（木）14:00～14:25
- 2 場 所：オンライン会議（福島県庁西庁舎6階 保健福祉部会議室）
- 3 出席者：別紙のとおり
- 4 議 事

（1）令和8年度国保事業費納付金等の仮算定結果及び本算定に係る算定方法について

5 議事経過

（司会）

定刻となりましたので、令和7年度第2回福島県国民健康保険運営協議会を開会いたします。議長に進行をお願いするまで司会を務めます、福島県国民健康保険課主幹の浦野と申します。

初めに、会議に先立ちまして、出席者数の確認をいたします。

本日の出席者は、お配りした出席者名簿をもちまして、御紹介とさせていただきます。

本日は委員11名中、8名の御出席となっていることから、福島県国民健康保険条例第6条第3項に規定する委員の過半数の出席を満たしておりますので、本日の会議が有効に成立することを御報告します。

次に、議事に移ります。議事進行は熊沢会長に議長をお願いいたします。会長よろしく願います。

（議長）

皆さんこんにちは。年末のお忙しい中、御出席ありがとうございます。

本日の議題は、令和8年度の国保事業費納付金等仮算定結果及び本算定に係る算定方法となっています。限られた時間ではありますが、忌憚のない御意見をよろしく願います。

初めに、議事録署名人の氏名でございますけれども、福島県国民健康保険運営協議会運営規程の第4条第2項によりまして佐々木委員と矢吹委員を指名いたします。御承諾いただける場合はうなずいてください。

（委員）

（大きくうなずく）

（議長）

ありがとうございます。それでは議事に入ります。議題の1、令和8年度国保事業費納付金等の仮算定結果及び本算定に係る算定方法について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

国民健康保険課長の橋内でございます。年末のお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

私から、令和8年度の国保事業費納付金等の仮算定結果と本算定に係る算定方法につきまして、先月27日に開催いたしました市町村国保運営安定化等連携会議において調整を図った内容に基づきまして、御説明いたします。

なお、本日はこちらの議題のみとなっておりますが、11月に国から納付金等算定に係る必要な係数が示されたこと、市町村に対し来年度の予算編成に向け、仮算定の結果を示す必要があることから、例年この時期に御議論いただいているものでございます。

初めに資料1の2ページです。

1 仮算定結果(まとめ)を御覧ください。標準保険料率は、①の表のとおりとなっております。昨年度と違う点は、令和8年度から開始される、子ども・子育て支援金分が加わっております。子ども・子育て支援金分は、国保の被保険者全員の均等割を計算するほか、子育て支援の観点から18歳未満の被保険者分を軽減し、その分を18歳以上の被保険者に上乘せして賦課することになりますので、18歳以上均等割の枠を新たに設けております。18歳以上の被保険者が負担する子ども・子育て支援金分の均等割額は、1,230円に87円を足した1,317円となります。

続きまして、3ページの(2)1人当たり負担額を御覧ください。

1人当たり保険料としましては、医療分が令和7年本算定と比較して7,982円減の68,823円、後期高齢者支援金分が同じく1,551円増の32,601円、介護納付金分が同じく221円増の9,636円となったほか、新たに設けられた子ども・子育て支援金分が3,279円、合計22,931円減の114,339円となりました。

なお、比較元となる令和7年度の本算定の数字は、財政調整基金を10億円充当し、保険料負担を軽減した後の数字となっております。

次に4ページ、被保険者及び診療費の推計結果についてです。

(1)の令和8年度の平均被保険者数は、国が示します推計方法であるコーホート要因法、つまり前年における1歳下の被保険者数に、死亡や転出といった異動率を乗じて推計する方法を用いて計算した結果、319,854人となりました。1年前にお示しした令和7年度仮算定の推計値、336,523人と比較して、16,669人の減となっております。(2)の診療費総額等の推計結果につきましては、まず1人当たり診療費として、令和5年度から令和6年度までの伸び率により、443,545円と推計し、先ほど推計した被保険者数319,854人を乗じることにより診療費総額を約1,418億円と推計しております。

なお、医療費推計の際は、診療報酬の改定率を勘案する必要がございます。(3)に記載のとおり、報道では2.2%と示されている部分ではありますが、現時点で国から県の手元に届いてないことから、現状において平成26年以降、伸び率の最大値となった平成26年あるいは令和2年のプラス0.1%で計算しています。

今後、来年2月の本算定までには、令和8年度に向けた診療報酬の改定率が示されるかと思いますが、増額改定が予想されておりますので、その部分も留意していきたいと考えています。

続きまして、資料5ページです。仮算定結果の詳細について御説明します。

まず、医療分についてです。保険給付費(県全体)につきましては、先ほどの診療費総額を基に算定した結果、令和7年度本算定と比較して40億円減の1,191億円と推計しています。主な理由は、被保険者の減少によるものでございます。保険給付費(県全体)に対して、県全体の費用として取扱う経費や公費、具体的には6ページに記載の各種拠出金や手数料を加算した上で、国等から交付される交付金、負担金等を減算することで、市町村納付金合計額を算出しております。

この計算で、(2)に記載のとおり、県が交付を受ける前期高齢者交付金の見込額が増加したことから、市町村納付金合計額も昨年の本算定と比較して減少しております。そのため、被保険者

数で割った1人当たりの納付金額、保険料についても、昨年度の本算定と比較して減額となっております。

(3)前年度からの変更点でございますが、本県においては令和11年度を目標として、保険税水準の統一に向けた取組みを進めており、段階的に調整する係数、医療費指数反映係数 α や、収納率反映係数 δ を更新しました。令和8年度は、納付金算定に係る係数調整の2年目となりますので、 α を0.8から0.6に更新し、令和11年度に向けてゼロにしていく予定です。

また、 δ につきましても、令和8年度分を0.4としまして、令和11年までに1まで引き上げる予定としております。

また、所得係数 β につきましては、国が示す数値に置き換えております。

6ページ、(4)県全体の費用として取り扱う経費、公費です。

統一に向けて県全体の費用として取り扱う経費と公費をまとめたものです。赤字で記載したものは、今年度、市町村と協議が整ったことから、令和8年度から県単位化するものでございます。

7ページを御覧ください。

今年度から保険料水準の統一に向けまして、医療費指数反映係数や保険料税収納率による係数を調整しております。現在の医療費水準や収納率によっては、保険税の負担が増加する自治体が生じることになりますので、県2号繰入金を活用したインセンティブの付与を行い、令和11年度まで激変緩和策を講じていくこととしております。令和8年度におきましては、医療費指数反映係数の調整により、影響を受ける自治体に対して約0.7億円、保険料収納率の調整により影響を受ける自治体に対し約2.6億円の交付金を交付する予定としております。

次に、8ページ、後期高齢者支援金分を御覧ください。

この支援金は、国民健康保険のほか被用者保険の保険者が、それぞれ加入する被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金に後期高齢者の支援金を拠出するものです。最終的には、後期高齢者医療広域連合に交付金として交付されます。御承知のとおり、高齢者の全体数は毎年増加しておりますが、高齢者を支援する立場にある県内の国保被保険者数は減少していることから、総体的に国保側の負担は軽くなり、国保が負担する支援金総額は減少しております。そのため、後期高齢者支援金等につきましては、令和7年度本算定と比較して20億円減の237億円と推計しております。

一方、1人当たり保険料は32,601円、令和7年度本算定と比較して1,551円の増と推計しております。これは、昨年度の本算定において、国保被保険者の負担軽減の観点から、後期高齢者支援金分に対し県の財政安定化基金10億円を充当した後の数字と比較しているためです。

なお、令和8年度の財政安定化基金の活用につきましては、この後御説明します。

9ページ、(3)前年度からの変更点です。

先ほどの医療分と同様に、国保税水準の統一に向けた標準的な収納率反映係数 δ を、令和8年度分は0.4とし、所得係数 β を国が示す数値に更新しております。

10ページ、介護納付金の概要です。

国保の被保険者数が減少する見込みであることから、被保険者が納付する介護給付金については、令和7年度本算定と比較して、1億円減の71億円と推計しております。

なお、1人当たり保険料につきましては、9,636円と令和7年度本算定と比較して221円増となっております。介護納付金は、国保被保険者本人の介護保険料に当たりますので、昨今の介護需要の拡大により、1人当たりの保険料が増加しているためです。

また、11ページ、(3)前年度からの変更点につきましても、医療、高齢者支援金分と同様に、国保税水準の統一に向けた標準的な収納率反映係数 δ を、令和8年度分は0.4とし、所得係数 β を国が示す数値に更新しております。

12ページ、子ども・子育て支援納付金分の概要です。

令和8年度から新たに開始されることに伴い、支援金の財源の一部を被保険者が負担することになり、それぞれが加入する健康保険の保険料に上乘せされて徴収されることとなります。令和8年度の本県で負担すべき子ども・子育て支援納付金は21億円、1人当たり保険料として3,279円と推計しております。

なお、子ども・子育て支援納付金については、令和8年度をスタートとしまして、令和10年度にかけて段階的に増額される見込みとなっております。

以上が、仮算定結果の概要となります。

続きまして、財政安定化基金の充当額の検討についてです。結論としましては、15ページの(4)令和8年度における充当額でございます。今回の仮算定においては、基金を充当しないで算定してはどうかと考えております。この理由は、1点目、資料3ページで御説明いたしましたが、昨年度の本算定と比較して1人当たりの保険額が減少していること、2点目、今後の前期高齢者交付金の下振れリスクへの備え、3点目、来年度の診療報酬の大幅改定に備え、来年2月の本算定時点で改めて判断することで、先日の連携会議において市町村の了解を得たものです。

現在の基金の状況について御説明いたしますと、資料14ページ(1)基金の残高推移等ですが、令和6年度末時点で財政調整事業分の残高は約73.3億円です。今年度において保険税負担の軽減のため10億円取崩したほか、今年度及び来年度の予備費の財源として、それぞれ10億円ずつ確保しておく必要があることから、現時点で令和8年度の実質的な確保可能額は43.3億円となっております。

そのほか、令和6年度の決算剰余金は、現在精査中ですが約35億円となることから、令和9年度以降の納付金等の軽減に充当できる額は、78.3億円の見込みでございます。

次に、(2)統一に向けた考え方でございます。令和11年度の保険料水準の統一に向け、本県では、令和8年度末に令和11年度の標準保険料率、つまり3年後の標準保険料率を市町村に示すこととしております。例年、次年度の医療費を推計し、保険料について御議論いただくことになっておりますが、3年先の保険料となりますと、今まで以上にずれが大きくなることが想定されます。納付金不足に対するリスク対策のほか、統一直前に保険税が急激に上昇するといったことがないように、合計50億円を確保した状態で令和11年度を迎えることが望ましいと、市町村と合意しているところでございます。

以上を勘案し、令和8年度の基金活用上限額は、現時点で約28.3億円と考えておりますので、本算定においてはこの額の範囲内で基金の活用を検討することとなります。

改めて、今回の結論としましては、令和8年度仮算定の時点では、財政調整基金は充当せず、1人当たりの保険料は資料3ページに記載のとおり、医療分として68,823円、後期高齢者支援金

分として 32,601 円、介護納付金分として 9,636 円、子ども・子育て支援納付金分として 3,279 円、合計で 114,339 円としております。

最後に 16 ページを御覧ください。本算定に係る算定方法ですが、今後、国から示される確定計数や診療報酬改定率などを反映して行うこととしております。その際、財政安定化基金の充当につきましては、本査定の結果を踏まえて再度検討することとしております。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、何か質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

令和 8 年度国保事業費納付金等の仮算定結果及び本算定に係る算定方式方法につきましては、説明のあった内容で進めることといたします。

本日の議事は以上となりますが、委員の皆様から御意見などございますでしょうか。よろしいですか。それでは事務局からいかがでしょうか。

(事務局)

次回の運営協議会につきましては、来年 2 月上旬の開催を予定しております。事前に委員の皆様の御都合をお伺いした上で日程を決定したいと思いますので、御出席よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございます。以上で本日の議題は全て終了でございます。円滑な議事の進行に御協力いたさきまして、ありがとうございました。

(事務局)

大変申し訳ございません。最後に事務局から 1 点、御提案がございます。

先ほど、議事録署名につきまして佐々木委員と矢吹委員を御指名の上、御了承いただいたところですが、佐々木委員におかれましては、急遽欠席の連絡を受けたところです。運営規則におきましては、会長が指名した委員 2 名の署名が必要と規定されていることから、改めて 1 名の御指名をお願いしたいと思います。大変急で申し訳ないのですが、事務局提案として山田委員にお願いできないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(議長)

はい。よろしいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

山田委員、よろしくお願いいたします。

(委員)

(うなずく)

(事務局)

ありがとうございます。

以上をもちまして第 2 回福島県国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

この記録が正確であることを認め署名する。

令和8年 月 日

議 長

署名人 委 員

署名人 委 員
